



NEWS LETTER

NPO法人
ウィメンズネット

「らいず」

2008
3月号

DV被害に悩む女性と子どもをサポートするNPO URL <http://www.npo-rise.info>

編集・発行 ウィメンズネット「らいず」広報部会 事務局〒310-0024 水戸市備前町2-5-415 TEL 029-221-7242

「DV防止行政前向きに」要望書を手渡す

つくばみらい市に「講演会」の開催求めて

つくばみらい市が1月に開催を予定していたドメスティック・バイオレンス(DV)をテーマとする「男女共同参画講演会」が、一部の人の妨害行為により、急きょ中止になりました。市の対応に危機感を持ったNPO法人ウィメンズネット「らいず」は対策を協議し、市に対して再度検討のうえ講演会開催を求める要望書を2月22日、935人の署名簿を添えて提出しました。

講演会を開催する」よう要望書を手渡しました。=写真。

この問題は、同市議会でも取り上げられました。川上女子議員が「市が企画した事業を少数の妨害によって中止したのは、自治体として信頼を失う」と質したのに対し、飯島善市長は「総合的に判断する」と答弁したにとどまりました。1月に施行した第二次改正DV防止法は市町村にも基本計画の策定を努力義務とするなど、行政の責務が一層強まっています。(三富和)



新聞報道によると、講演会中止の理由は一部市民とその関係者が妨害行為をしたことで、市が「市民に危険が及ぶ恐れがある」と判断。「開催中止」を求める要請書には「普通の夫婦間に軽度・単発・単純な『暴力』はあって当たり前。夫からの暴力根絶論は、過激フェミニズム」と書かれていた、とあります。

DV防止法の前文にもあるように、「暴力」はいかなる状況下においても、夫婦間であっても人権を侵害し、許されない行為です。同市の中止決定に対し、全国的にDV防止施策の後退を懸念する声が広がり、支援者・研究者が呼びかけ、市に対して開催を求める2700人分の署名簿を提出。一方、「らいず」は対策を協議。茨城に足場を置く支援組織として当事者と支援者の「安全確保」を最大限に配慮する立場を堅持し、DV被害者支援、男女共同参画行政が後退しないよう、意思表示することを決めました。

会員を中心とする短期間の取り組みでしたが、予想をはるかに上回る935人が署名。呼び掛け人代表がつくばみらい市の海老原茂総務部長らと面談し、ずしりと重い署名簿とともに「改めて日程を調整し、安全を確保したうえで講

表現すること

寄稿

アートセラピスト/臨床心理士 倉石 聡子

1万年も前から人類の歴史とともに存在してきたアート。芸術はアーティストだけのものなのでしょうか。物がつかめるようになった幼児にとって、クレヨンと画用紙は飽くことのない遊び道具。手を汚しながら線や丸で塗った絵を母親に見て欲しいとせがみます。日本・米国それぞれの心理治療の現場で、文化の異なる様々な人々とアートの体験を通し私が最も強く感じたことは、「何かを創造したい」「創造したものを表現したい」「表現したものを受け容れてもらいたい」という欲求を、誰もが必ず持っているということでした。

住む家や食べるものが十分ではない、暴力や脅威にさらされているなどの状況では、当然、生存や安全の確保が第一の欲求になります。しかしながら、心理的・身体的危機は表現への欲求を完全に閉ざしてしまうわけではなく、むしろ逆の力が働くことさえあるのです。戦火の中で、貧困の国で、抑圧された状況で、何かを伝えるため、生を讃えるため、生きる支えとして、人々は魂から絵を描き、心の叫びを歌うのです。

「らいず」で出会った子どもたち、お母さんたちは、まさにその欲求を存分に発揮してくれました。自らにエネルギーを与え、自らを癒し、他者と共感し合う場に立ち会えたことを私自身も大変うれしく思っています。大切なことは、いかなる表現もその人からわき出る唯一のものだということ。表現や感性に、「あってはいけないもの」などないのです。

(アートセラピー講座講師)



DV被害当事者と歩む—当事者と支援者のエンパワーメント事業 連続講座 DV被害をのりこえる Part II

前年度に引き続き日本財団から助成を受けて、連続講座「DV被害をのりこえる」Part IIを実施しました。2007年9月2日(日)、23日(日)、2008年1月27日(日)の3日間。3人の講師の実践に裏打ちされた深いメッセージが、参加者一人ひとりに伝わりました。(講演要旨)

◆1日目 講師：池田ひかりさん

女性の安全と健康のための支援教育センター運営委員

1. 有効な介入と支援—支援者に求められる基礎力

支援とは「自分の力で生きていく力を引き出し、取り戻すこと」という原点に立ち戻って考えたい。問題解決は、支援者や社会サービスがするのではなく、本人に任されるべき。必要以上に支援をし過ぎてその人の力を奪わないことが肝要です。

DV被害者支援は、暴力によって奪われた力を取り戻すプロセス。大切なのは、その人が安全感、自己統御感、自己尊重感を回復していくことです。ですから支援者は、DVの構造を理解し、相談者に合わせて分かりやすく具体的に説明します。ここで留意すべきは支配関係になっていないかどうか見極めること。また「身体的暴力＝DV」と単純に考えてはならないことです。

DVの心理的な影響への理解を深めなくてはなりません。トラウマやPTSDを理解し、相談者にはそれが正常な反応の症状であること、誰にでも起こり得ること、そして、その症状は軽減していくものであることを分かりやすく伝えます。(清水)

2. 支援の実際—電話相談と面接相談



支援者は、相談者がどんな問題を持っている、どの程度なのか、すぐに解決したほうがいいのか、ゆっくりでいいのかなど優先順位をつけアセスメントします。そのためには客観的事実からの安全性

の評価、所属する機関や支援者の限界設定を明確にしておきます。

具体的にはまず相談の主訴を聞きます。話をすることで恐怖や苦痛を体験し、時系列が混乱して理路整然と話ができないこともあります。

言葉にならない主訴を想像して聞き取ることが大切になります。暴力の状況、被害者の状態や子どもへの被害、生活の状況などを聞き取り、危険性・緊急性の査定をします。

相談者が何とかなる、何かが見えてきそうだと、何か得られるものがあつたと実感されるような相談をする必要があります。(清水)

◆2日目 講師：中島幸子さん

レジリエンス代表／DVコンサルタント

3. DV・トラウマの影響—サバイバーの立場から



DVの特徴はパワーとコントロール。パワーがあったときに、上から下に降ってくるのがコントロール。それを強化するのに用いられるのが暴力です。DVが及ぼす影響として孤立、混乱、一体化が挙げられます。Bさん(加害者)はコントロールを強めたいから、孤立させる。殴る・蹴るのあと「お前のことを愛しているから、ついカッとなった」などと言われると、なぜ暴力

が起きるのかと混乱する。☆(星)さん(被害者)はBさんの目を通して世の中を見始めるなどが一体化です。

私自身は一体化したところから、自分を引きちぎって逃げました。逃げ出すことは崖っぷちから飛び降りるようなもので、大きな勇気が必要です。いろいろなものが解け始めると思い出して辛い、19年経ってもこれだけの影響が残ります。離れるまで何回試みるか、平均して5～8回と言われています。

在翻訳中の「なぜ彼はそういうことをするのか」は今年出版の予定。著者のランディ・バンクロフトは加害者専門カウンセラーとして業績がある。なぜあの人は他の人にあれだけ優しいのに、私にはできないのか、という当事者最大の疑問に応える内容です。(城倉)

4. DV・トラウマからの回復—自立への道筋

心にできる傷には時間という軸がない。トラウマとなる深い傷は、瞬間冷凍のように心が固まってしまい、解凍するには自分の力が必要です。心の中の感情の袋に傷つき、怒り、悲しみがたまっていくと、袋の紐では抑え切れなくなって感情を麻痺させてしまう。傷つきがもたらす影響は身体に不調をきたす、物事を白か黒に分けてしまう「白黒思考」に頼りがちになります。

人と人の繋がりには目に見えない境界線があります。それが無い状態だと、人との距離感が計れなくなってしまう。DV被害から自分らしさを取り戻すには、私が私を大切にすること。作業は大変だが、趣味や生きがいを通して周囲の人たちとの繋がりができていく。

心の回復過程ではPTSDが目目されますが、PTG(心的外傷後成長)と外傷後の「成長」を前向きに捉えたい。「あの経験を乗り越えたから、いまの自分がある」と言うように。小さな目標の旗を立てて「あそこまで歩いてみよう」と自分のためにやってみましょう。(大和田)

連続講座 DV被害をのりこえる Part II

◆3日目 講師：水島広子さん

精神科医/水島広子こころの健康クリニック院長

5. 被害当事者が抱える心理的な問題と回復へのサポート

DVの問題で援助の難しさは、症状の捉え方が難しいこと、モチベーション（動機づけ）の揺れ動きがあります。感情とは一見関係ないような身体症状が現れます。支える側は揺れ動きに振り回されて疲れてしまうが、揺れ動くのがこの時期なのだ、と思ったほうがよい。

DV被害者によく見られるのは、①不安障害②気分障害③適応障害—の3つのくくりになります。不安障害は心的外傷後ストレス障害（PTSD）、気分障害で多いのはうつ病性障害が挙げられ、適応障害は適応が問題となるきっかけがあって、症状が軽めでうつと不安が症状として出てきます。症状があることは理由があるので、これらの症状を抑えるのではなく、症状は症状として尊重していくのが大切です。

だれにも役割が変わる瞬間が人生には何回かあります。DVで考えると、最初に暴力を振るわれたとき、危険な環境から逃れ出たときも「役割の変化」の時期。罪悪感、怒り、不安などの感情が出てきます。感情の揺れ動きをこの時期に出る感情と位置づけると、援助者にとってやるべきことが見えてくる。どのような感情も否定せずに「この時期に感じる感情です」と一般化して伝えて励まし、そう感じているのは正しいことをアピールします。（三富和）

6. 対人援助の基本—二次被害防止と援助者のセルフケア

援助者が陥りやすい心理的問題を上げ、それへの気付きと対処がなければ、当事者への二次被害と援助者自身の燃え尽きにつながっていくことを、全米被害者援助機構のマニュアルや、ご自身が展開しているアティテューディナル・ヒーリングの活動内容の説明。

「二次被害と燃え尽きの根っことは同じ」という解釈には説得力がありました。援助者が直面するもっとも陥りやすい状況は、当事者と対等な関係を構築する難しさ。当事者は従うことに慣れさせられているので従順に従って来てしまいます。お礼を言われて勘違いする、いつの間にか力があると錯覚する。援助者が陥りやすい状況について認識する必要があります。（城倉）



「性差別の構造」解消へ 全国シェルターシンポジウム2007

2007年11月23日～25日 千葉市・幕張

10回目を迎えた全国シェルターネットシンポジウムが、千葉市の幕張メッセ国際会議場で開かれました。中国、韓国、香港、モンゴルなどアジア各国からも被害者支援に携わる女性たちが参加した国際色豊かな大会。大会参加者は、3日間で延べ2500人。「らいず」からは10人が参加しました。



初日は国際フォーラム「女性への暴力根絶に向けたアジアからの発信」。シンポジウム「アジア各国と日本のDV根絶政策」では、アジアからの代表がそれぞれの国におけるDV被害の実態を紹介しながら、課題などについて語り合いました。=写真。

「先進国と比べると対応が遅れている。女性に対する性暴力禁止法の提出を考えている」（中国）、「加害者の処罰を明確にする制度が必要。女性の存在が重んじられる社会の実現に努めたい」（韓国）、「刑事法ではDVを犯罪としていないので、人権問題の解決策が必要」（モンゴル）、「多くの被害女性が助けを求めていることを知らない。早期発見、早期介入と支援の体制作りが重要」（香港）。

各国代表の発言を受けて、全国シェルターネット共同代表の近藤恵子さんは「女性への暴力は人権侵害。ひとりで悩んでいる被害者への広報の徹底、加害者の処罰、支援に対する官民の連携の必要性」を強調、「性差別の構造を世界からなくす運動を、女性たちが作りだしていかなければならない」とまとめました。

最終日は国際シンポジウム。コーディネーター戒能民江さんが「性差別と暴力のつながりの明確化。人権の枠組みでの取り組み。女性たちの草の根運動の重要性」を強調。堂本暁子・千葉県知事が、国会議員時代のDV防止法成立に向けた活動、JICAのスタッフとしてタイで活動した田中由美子さんが人身売買の実態などを報告しました。

「国境を越え、広くアジアの連帯を深めながら、運動を進めていこう」という女性への暴力根絶・共同アピールを採択して閉幕しました。（三富正）

自助グループ立ち上げへ 次なるステップ 東京・仙台へ研修視察

自助グループの具体的なイメージをつかむため、グループ活動に長年取り組んでいる東京の女性ネット *Saya-Saya* と仙台のハーティ仙台・しんこきゅうタイムの2団体を訪問。「らいず」のニーズに適した形を模索する契機となりました。

■女性ネット *Saya-Saya*

「らいず」メンバーと当事者が一緒に、東京都内で活動している「女性ネット *Saya-Saya*」を訪ねました。オートロック式のマンションの一室、心地よいBGMが流れる中、安心した場所で、共同代表の松本和子さんから、自助グループの要素、進め方、ファシリテーターの役割など、模擬体験も交えて伺いました。

グループ開始の言葉として、「〇〇です」と呼んでほしい名前を伝え、今の気持ちを短いことばで表した後、「チェックインします」と宣言。次にみんなで作ったルールを確認し、その後1人ずつ話していきます。パスすることもできます。終わりに、心のふたを閉め、自分を安全に保つため、「〇〇です」とはじめと同様名前を言い、今の気持ちを短く話し「チェックアウトします」と宣言します。

「支援者は神ではない、そばにいただけです。自分の生き方を取り戻すことが基本です。誰かが変わると、みんなが変わります」という松本さんの言葉が心に残りました。具体的な方法を聞き、実践へと一歩近づいた思いです。

(高橋)

■ハーティ仙台「しんこきゅうタイム」

2007年11月10日にハーティ仙台が主宰する「しんこきゅうタイム」を訪問、DV被害当事者のひとりとして参加してきました。「しんこきゅうタイム」は、DVと離婚の話し合いの場として、定期的に開かれています。

予約なしのフリーの参加ですが、会のはじめに「この場で聞いたことは外では言うてはいけない」などのルールについての説明があり、安心して話のできる場所の確認がありました。そのため、初めての参加者が多くいたにもかかわらず、一人ひとりが直面している問題を自分の言葉で語り、その問題と自身が向き合うことができたようでした。

DVの被害や離婚問題は、友人だからといってなかなか相談できるわけでもありません。日ごろ、誰にも相談できずに一人で悩んでいることを話したり、同じ立場の人の話を聞くことは当事者にとって大きな力になることを確信しました。

私自身、改めてDVや離婚問題と向き合えた貴重な時間にもなりました。

(M・A)

Art Therapy



雑誌掲載の写真やイラストを選んでの作品づくり

08年2月末の2日間、臨床心理士でアートセラピストの倉石聡子さんを講師に「母と子のアートセラピー講座」を開きました。被害当事者家族との交流を目的に進めてきたこれまでの事業の一環です。母親だけでなく、その子どもたちが受ける被害の大きさが指摘されています。「らいず」は自助グループ設立への準備とともに、子どもたちの心のケアへの対応を模索、今回はその新たな試みの一つです。

新たな取り組み アートセラピー講座

セラピー的效果を考慮し、1日目は子どもグループ、2日目を大人グループ(当事者・スタッフ)に分け、絵を描くなどの演習を通し、アートワークを中心にしながら「無意識」との出会い、安全なコミュニケーションを体験しました。

支援者として、打開策が見えない現実を前にしたときなど、当事者との関係継続に悩むことがあります。「言葉」だけでは救えない当事者の現状に寄り添う支援者として、今回のように一緒に対等に感動し合う機会を設け、当事者の生きる力に繋げたいという思いがあります。

(城倉)

3 /	3 /	2 /	2 /	2 /	1 /	1 /	1 /
31	4	23	22	21	31	27	27
ニューズレター	告知書	告知書	告知書	告知書	告知書	告知書	告知書
2007年6月	2008年3月	2008年3月	2008年3月	2008年3月	2008年3月	2008年3月	2008年3月

告知書発行
告知書発行
告知書発行
告知書発行
告知書発行
告知書発行
告知書発行
告知書発行

アートセラピー



「木・森」の課題に、イメージを高める子どもたち



子どもグループの共同制作作品「ぼくたち、私たちの森」

お絵かき

「無意識」
からの
メッセージ

はり絵



協力し合っの仕上げ作業



倉石さんのアドバイスで演習に取り組む大人グループ

寄稿

ボランティアスタッフで参加して

橋本 剛 大学生

アートセラピー講座に参加して一番印象に残ったのは、子どもたちの表情の変化でした。講座が始まるまでは参加に積極的でなかった子どもも、終わる頃には明るい表情を見せていたことが思い出されます。2日目の講座では講師の倉石先生から、アートセラピーの治療的な側面、対象者に適した使い方といった講義を聴くことができ、アートセラピーも実践できて内容の濃い体験でした。講義の中で特に印象に残ったことは、セラピーを用いる際に、その場のルールを子どもたち自身が話し合っ

決めること、活動に参加することを強制せず「参加しない」という選択肢も認められることです。一人ひとりが「受け入れられている」と実感する中で、次第に自由な表現ができるようになり、「無意識」からのメッセージが伝わる。絵という「自分ではない存在」を通して表現し、自分を客観的に見る方法でセラピーを行う、との話を聞きました。その自由なコミュニケーションが子どもたちに安心感を抱かせ、初日に感じたあの場の雰囲気を作り出したのではないかと思います。

- | | |
|-------|-------|
| 2008年 | 2007年 |
| 1/27 | 6/17 |
| 12/27 | 12/27 |
| 12/24 | 12/24 |
| 11/28 | 11/28 |
| 11/23 | 11/23 |
| 11/22 | 11/22 |
| 11/14 | 11/14 |
| 11/11 | 11/11 |
| 11/10 | 11/10 |
| 11/4 | 11/4 |
| 10/25 | 10/25 |
| 10/13 | 10/13 |
| 9/23 | 9/23 |
| 9/16 | 9/16 |
| 8/18 | 8/18 |
| 8/9 | 8/9 |
| 7/25 | 7/25 |
| 7/14 | 7/14 |
| 7/7 | 7/7 |

2007年度の事業経過

2007年

NPO法人ウィメンズネット「らいず」総会・研修交流会「DV、子育て体験を通して考えること」講師・DV被害当事者2人、渋谷敦司さん（水戸市・ミオス大会議室）

「DV被害をのりこえる」サポーター向け手引書を関係機関へ配布

自助グループ活動に向けてのスタッフ研修会「自助グループの果たす役割」よつばのクロイバー」の活動から」講師・照山美知子さん（茨城県立図書館）

茨城県女性団体リーダー研修会・交流会（茨城県庁会議室）

パルシステム茨城第一期くらし活動助成基金贈呈式（水戸京成ホテル）

母と子のアウトドア交歓会（県北地域）協力・地元ボランティア

「DV被害をのりこえる」支援者向けスキルアップ講座（1回目）

①有効な介入と支援―支援者に求められる基礎力②支援の実際―電話相談と面接相談 講師・池田ひかりさん（水戸市国際交流センター）

「DV被害をのりこえる」支援者向けスキルアップ講座（2回目）

③DV・トラウマの影響―サバイバーの立場から④DV・トラウマからの回復―自立への道筋 講師・中島幸子さん（水戸市国際交流センター）

ニューズレター2007年9月号発行

14 茨城県女性プラザ「レイクエコーフェステバル2007」バザー出展

茨城県DV対策ネットワーク中央会議（茨城県三の丸庁舎）

全国共通DVホットライン継続4年目へ

全国女性シェルターネットワーク・エキスパートアライアンス寄付金が決まる

自助グループ先進地訪問（仙台・しんこぎゅうタイム）

パルシステム運営委員の「らいず」視察

全国共通DVホットライン「10・10」参加

25 全国シェルターネットワーク東京国際大会（千葉市・幕張メッセ）

自助グループ先進地訪問（東京・女性ネット Save-Save）

自助グループ立ち上げに向けた意見交換会（常磐大学）

自助グループ先進地訪問（仙台・しんこぎゅうタイム）

自助グループ講義研修ノート

講師：松本和子さん 女性ネットSaya-Saya共同代表

「自助グループ」立ち上げに向けて少しずつ準備を重ねてきた「らいず」。今回は、メンバーが訪問して深く感銘を受けた女性ネット Saya-Saya の共同代表、松本和子さんを講師に招き、08年1月、運営の基本や自助グループの機能を学びました。



車座での模擬体験。この場で呼んでもらいたい名前を伝え「チェックイン」。心の扉を開ける瞬間だ

“Saya”とはインドネシア語で「私」を意味する言葉で、私と私をつないでいるハイフンがとても大事。「私はもう一人の私と繋がりを取り戻したとき、生きることができる」からです。自助グループは、仲間と繋がりを取り戻す機会を提供する重要な支援方法の1つです。

「対等」な分かち合いで受容する

目的や参加者のニーズによって様々なグループワークがありますが、Saya-Saya がめざしているのは、当事者が中心となるもの。「治す人」と「治される人」という縦の関係で治らなかつた人が、自助グループの中に入ると回復する、という事例が報告されています。仲間同士でその力を与え合う。上からではない対等な関係で分かち合うことがグループの力になるからです。

ルールの中で最初に伝えることは、「正直になる」ということ。話している人がいるときは傾聴する。言い放し、聞き放しが原則です。余計な判断、批判もなし。話したくないときは話さなくてもOK。当事者それぞれが「受容されている」という感覚を得ることが重要です。様々な価値観や信念の多様性を受け入れられるようになると、認知の修正が行われ、それによって感情と行動に変化が生じるようになるからです。

「この問題のもとに集まれ」と呼びかける人がそこにいるだけで、自助グループは開始できます。ファシリテーターは、進行方法やルール、チェックイン、チェックアウトを伝える役割を担います。ファシリテーターは、自分の話もしながら、“ルールを体現するもの”として存在するよう努めることが肝要です。(坂場)

「らいず (RISE)」

R : Right (権利)
I : Independence (自立)
S : Share (分かち合い)
E : Empowerment (力をつける)

「らいず」は、共に活動したり資金面で支えてくれる会員を募っています。詳しくは事務局へ。

地域の取り組み

◆ ジューンらいずひたち

日立市女性センターにも07年4月からDV被害者への相談窓口が設置され、市の支援体制が整備されました。私たち民間の支援者も活動7年目に入り、組織としての役割、新たなスキルを積んでサポーターとしての自覚と責任を果たせるよう努めてきました。私たちのもとを訪れた当事者が確実に新しい生活に踏み出せるよう、センターとの連携で活動しています。(岡部)

◆ WESTらいず

これまでは主にDV防止の啓発が活動の中心でした。つくばみらい市の出来事の影響を受け、県立荃崎高校での「デートDV防止の出前講座」が中止になったことは大変残念でしたが、これからも若者たちをデートDV被害から守るために高校など働きかけ、出前講座を開催していく予定です。08年度は電話相談のための「DV被害者サポーター養成講座」の開催を検討しています。(中条)

部会・事務局だより

☆ ヘルプライン部会

傾聴し、共感し、必要な情報を伝える。これは相談を受ける側の基本です。しかし先日、それができなくて、そのときの対応の悪さが尾を引き、ひどくへこんでしまいました。「疲れていたから…」などと言いつけても、当事者には何の関係もなく、最後の命綱だったかもしれないのです。常に真摯に向き合う努力を怠るまい！(柳堀)

☆ 地域ネットワーク部会

今年度の第一目標であった、「DV被害者支援の手引書」を完成させることができました。夏のアウトドア体験では、各部会と協力し無事に成功させることができ、子どもたちの笑顔が印象的でした。部会議論も創意工夫し、新たな取り組みをしていきたいと思えます。(橋本)

☆ セイフティらいず運営部会

このところシェルターには幼い子どもを連れた母親の入居が多くありました。父親の影を感じさせながらも、どの子も人懐っこくて、私の膝の上にちょこんと乗ってきたりします。このような幼い子が不幸にならないように、心して支援していきたいと思えます。「セイフティらいず」が安心して過ごせる安全な場所になれば管理者としてうれしいです。(鴈野)

☆ 事務局

前年に引き続き日本財団の助成金のもと「DV被害をのりこえる」連続講座に取り組むことができました。地元ボランティアの協力を得て、夏の一日を過ごした県北での川遊び、アートセラピー講座と充実した年間となりそうです。パルシステム茨城の助成金は、「セイフティらいず」の家賃の一部に充当でき、資金確保に悩む私たちにとっての恵みです。県からの委託事業費は被害当事者の付き添い支援、啓発広報物の作成費、関連事業への参加協力などに役立てています。パソコン、プリンターの購入により、事務作業のレベルアップが図られました。(鴈野)